

広島県告示第八百三三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和七年九月一日から、救急医療機関として認定した。

令和七年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	アミノ病院
所 在 地	廿日市市串戸五丁目一番三 五号
効力を有する期限	令和一〇年八月三十一日
備考	新規